

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第7号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務) 第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		(室及び課の分掌事務) 第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)～(14) [略] (15) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。 (16) 行政文書の受領、配布及び発送に関する <u>こと。</u> (17) 行政文書の整理保存に関する <u>こと。</u> (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略] (28) [略] (29) [略] (30) [略] (31) [略] (32) [略] (33) [略] [略]	教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)～(14) [略] (15) 行政文書及び <u>歴史公文書</u> の管理に関する事務の総括に関すること。  (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略] (28) [略] (29) [略] (30) [略] (31) [略] [略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。